

タイトル	万葉応詔歌の一側面
著者	村山，出
引用	北海学園大学人文論集，26・27：1-XX
発行日	2004-03-31

万葉心詔歌の一側面

一 心詔歌の範圍

万葉集には題詞・左注によって「心詔歌」と称される歌群があり、その意義について論じられてきた。

心詔歌の特色は、久米常民⁽¹⁾・小野寛⁽²⁾・城崎陽子⁽³⁾・森斌⁽⁴⁾諸氏の説によれば、少異を含みながらも、宮廷・從駕の宴で天皇の(時)には、突然の「詔」に対して、作者自身がその場で詔の趣旨に沿って即応的に奏するのが「心詔歌」であると解される点で共通する。太田豊明氏はさらにその中心的特性として即興性や遊樂性をあげられ、天皇を中心とする場で、五位以上の作者たちによる(身内)的な雰囲気の中における宮為で、心詔歌とは(仮称)へ宴の内部の歌である点に本質的な特色を見ておられる。⁽⁵⁾ただ論の前提となる心詔歌の範圍については諸氏の間で若干

の相違があり、次の三例の扱いには意見が分かれる。その題詞と左注は次の通りである。

村山 出

(1) 天皇、内大臣藤原朝臣に詔して、春山の万花の艶と秋山の千葉の彩とを競ひ憐れびしめたまふ時に、額田王が歌をもちて判る歌(1・26)

(2) 暮春の月に、吉野の離宮に幸す時に、中納言大伴卿、勅を奉りて作る歌一首并せて短歌いまだ奏上を経ぬ歌(3・三五〇)

(3) (宝字)二年の春の正月の三日に、侍従、豎子、王臣等を召し、内裏の東の屋の垣下に侍はしめ、すなはち玉箒を賜ひて肆宴したまふ。時に、内相藤原朝臣、勅を奉じて宣りたまはく、「諸王卿等、堪のまにま意のまにまに歌を作り、并せて詩を賦せ」とのりたまふ。より

て、詔旨に^レ応へ、おのおの心緒を陳べ、歌を作り詩を賦す。いまだ諸人の賦したる詩、并せて作れる歌を得ず。

(20・四九三)

(左注) 右の一首は、右中弁大伴宿祢家持作る。ただし、大蔵の政によりて、奏し堪へず。

まず、(1)は天皇の詔を承った内大臣藤原朝臣(鎌足)が詔の趣旨に従って詩宴を催したが、これと状況の類似する(3)では天皇の勅を承った内相藤原朝臣(仲麻呂)が詔の趣旨にもとづき諸王卿等に詩歌を作らせたもので、共通性が見られる。さらに(1)では、詔の趣旨に沿って額田王が判定歌を奏上したと解されるから、額田王の歌も^レ詔歌と考えてよいであろう。

次に、(2)の旅人の歌の「勅を奉りて」であるが、(3)で「勅を奉じて」の「勅」をあとで「詔旨」と表現しなおしているところから、(2)の「勅」も「詔」と同じ意味に考えてよいはずで、旅人の歌も^レ詔歌と認めてよいであろう。

また、次に題詞掲げる二例は、実際に宴は催されておらず、従って奏上されなかった歌を^レ詔歌と認めるべきかという疑問も持たれている。

(4) (勝宝三年)京に向ふ路の上にして、興に依りて預め作る侍宴^レ詔の歌一首并せて短歌(19・四五六〜五)

(5) (勝宝四年)詔に^レ応ふるために、儲けて作る歌一首并せて短歌(19・四五六〜七)

この二例はともに大伴家持が「^レ詔」の場を想像して作ったものである。実際に奏上していない点では、先の(2)・(3)と同様である。(2)は歌の場が予定されながら未奏に終わり、(3)は実際に肆宴が催されながら、欠席のため奏上できなかった場合と、(4)・(5)の想像だけで奏上しなかった場合とは、区別することは可能であるが、「^レ詔歌」の性格を考えるためには、「^レ詔」の場における制約を前提として作った事情も考慮に入れるべきで、これらも「^レ詔歌」に含めて考察の対象にしたい。

結果的に、題詞・左注によつて「^レ詔歌」と認められる歌群は一六例となり、これを別に一覧表として示すことにする。なお、これらの歌群の時代的な展開を考慮して、家持が後に伝承歌を聞き書きしたことが知られる場合は、当該歌を推定により時期を逆上らせて扱うことにする。当該歌の作者は、①舎人親王(20・四九四)、②薩妙観(20・四九六)、③石川朝臣(20・四九三)らであるが、①の作者舎人親王は天平七年に薨じているのでそれ以前の作、②の薩妙観に作歌を命じた元正太上天皇は天平二〇年に崩じているのでそれ以前の作、③の元正太上天皇の詔による石川朝臣の作歌を贈った水主内親王は天平九年に薨じているの

万葉應詔歌の一側面（村山）

〔應詔歌一覽〕

從 駕		宮 廷		別 例																	
⑥	⑤	④	③	②	①	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	例					
天平8年	天平7年以前	天平6年	神龜元年	大宝元年	持統・文武朝	天平宝字2年	天平勝宝4年	天平勝宝4年	天平勝宝3年	天平20年以前	天平18年	天平9年以前	天平8年	天平6年	天智朝	詠出時期					
聖武天皇	元正上皇	聖武天皇	聖武天皇	文武天皇	文武天皇	淳仁天皇	孝謙天皇	孝謙天皇	孝謙天皇	元正上皇	元正上皇	元正上皇	聖武天皇	聖武天皇	天智天皇	下命者					
應詔歌	應詔和歌	應詔歌	奉勅歌	應詔歌	應詔歌	應詔歌	應詔歌	儲作應詔歌	依興應詔歌	應詔和歌	同	同	同	同	同	春秋競憐歌	作 品				
(6・一〇〇五〇六)	(20・四二九四)	(6・九九九)	(3・三一五〇六)	(9・一六七三)	(3・二三八)	(20・四四九三)	(19・四二七三)	(19・四二六〇七)	(19・四二五〇五)	(20・四四三八)	(17・三九二六)	(17・三九二五)	(17・三九二四)	(17・三九二三)	(17・三九二二)	(20・四四三九)	(6・一〇一〇)	(6・九九六)	(1・一六)		
山部赤人	舍人親王	守部王	大伴旅人	長意吉麻呂	長意吉麻呂	大伴家持	大伴家持	大伴家持	大伴家持	薩妙觀	大伴家持	葛井諸会	紀男梶	紀清人	橘諸兄	石川朝臣	橘奈良麻呂	海犬養岡麻呂	額田王	詠出者	
一品	無位	正三位	無位	正三位	無位	從五位上	從五位上	從五位上	從五位上	正五位下	從五位上	從五位下	從五位下	從四位下	從一位	從五位下	無位	無位	無位	位 階	
吉野離宮	山村	難波宮	吉野離宮	紀伊國	難波宮	新年肆宴	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	詠出の場
即應	即應	即應	未奏	即應	即應	不奏	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	作法
天皇讚美	天皇讚美	矚目の景	天皇讚美	国土讚美	天皇讚美	天皇讚美	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	内 容
下級官人	皇親	皇親	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	備 考

でそれ以前の作、とそれぞれの作歌時期を大まかながら考慮して掲げることにした。

一覧表に示した応詔歌の詠出時期、詠出者の位階、詠出の場、歌の作法・内容等の概略を見ると、進取的な天智朝の宮廷における額田王の歌が詩とのかかわりで、飛び抜けて早い時期に新風として登場していること、その後は持統・文武朝にいわゆる宮廷歌人の長意吉麻呂の歌二例が見られ、以下は聖武朝に聖武天皇の詔による五例（うち一例は未奏）と元正太上天皇の詔による四例が全体の半数以上を占めるが、孝謙朝の三例のうちの二例は想定であり、淳仁朝は一例という状態で、頻度はあまり高くはない。他方、懐風藻応詔詩は城崎氏の考察のとおり持統・文武・元明・元正・聖武各朝の応詔歌の空白期を埋めるように詠出されている。現象的には応詔詩の方法を取り入れた応詔歌が聖武朝に主流になったように見えるが、続紀によれば、

神亀三年（七二六）九月庚寅（一五日）、内裡に玉棗生ひたり。勅して朝野の道俗らをして玉棗の詩賦を作らしめたる。

まふ。壬寅（二七日）、文人一百十二人玉棗の詩賦を上る。神亀五年（七二八）三月己亥（三日）、天皇、鳥池の塘に御しまして五位已上を宴したまふ。禄賜ふこと差有り。また、文人を召して曲水の詩を賦はしむ。

天平二年（七三〇）三月丁亥（三日）、天皇、松林宮に御しまして五位已上を宴したまふ。文章生らを引きて曲水を賦はしむ。絁・布を賜ふこと差有り。

天平一〇年（七三八）七月癸酉（七日）、（略）晩頭に、転りて西池宮に御します。因りて殿の前の梅樹を指し、右衛士督下道朝臣真備と諸の才子とに勅して曰はく、「（略）各春の意を賦して、この梅樹を詠むべし」とのたまふ。文人卅人、詔を奉けたまはりて賦す。因りて五位已上に絶廿匹、六位已下には各六匹を賜ふ。

天平宝字二年（七五八）一月甲午（二六日）、内外の諸司の主典已上を朝堂に饗す。（略）文人の詩を上る者には更に十絢を益す。

等、聖武朝と淳仁朝に応詔詩の奏上の機会は存続しており、詔歌が応詔詩と入れ代わりに優位に立ったわけではない。これと関連するように、五位以上の廷臣が多数詠出している応詔歌の場は、聖武朝における元正太上天皇の新年肆宴の一例と、孝謙朝における新嘗会肆宴の一例は、女性の太上天皇および天皇の宴における極めて儀礼的な詠出であることも注目される。

数少ない肆宴の集団的な詠出に対して、それ以外の応詔歌は何らかの状況下で眼前の事象に触発されて感懐を詠出する機会

詩的な特色を見せているように思われる。その作者と応詔歌の表現は概略次のとおりである。

- (1) 内容的に儀礼的な天皇讚美とは異質な歌を詠出していること

宮廷女性 額田王・石川朝臣・薩妙観等

皇親 守部王・橘宿祢奈良麻呂等

- (2) 作者が六位以下の下級官人であること

海犬養宿祢岡麻呂・長忌寸意吉麻呂・山部宿祢赤人等

- (3) 貴族官人の儀礼的な応詔歌が「預作」「未奏」等であること

大伴宿祢旅人・大伴宿祢家持等

ここに摘出された作者は、二度の肆宴にも出席している大伴家持一人だけ（しかも一方では預作・未奏の長歌作者でもある）を例外として、背景に集団的詠出の場合が想像されるものもあるが、単独で応詔歌を詠出しているように見える。小稿は、このような作者たちの作品を通して、応詔歌としての特色がどのようなところに見られるのか、また彼等が応詔歌の作者たりえたのは何故かについても考えたい。

二 宮廷女性の場合

- (1) 額田王（宮人）

天皇、内大臣藤原朝臣に詔して、春山の万花の艶と秋山の千葉の彩とを競ひ憐れびしめたまふ時に、額田王が歌をもちて判る歌

冬こもり 春さり来れば 鳴かずありし 鳥も来鳴きぬ
咲かずありし 花も咲けれど 山を茂み 入りても取らず
草深み 取りても見ず 秋山の 木の葉を見ては 黄葉を
ば 取りてぞ偲ふ 青きをば 置きてぞ嘆く そこし恨め
し 秋山我は（一・二六）

額田王の歌はその題詞から詩に支えられていることが指摘されてきた。君臣和楽を理想とする近江宮廷文学の詩題が季節とその賞美に向けられたのは、中国の宮廷遊宴の文学を受入れた結果と考えられるが、辰巳正明氏は宴の目指すところが良い季節の美しい風景のもとに、その季節の美しさを共にめぐる者が集い、詩を詠み合うこと⁽⁶⁾にあったと指摘される。天智天皇の詔を受けた藤原鎌足のもとで男性詩人等によって催された宴で春秋の詩が競われ、その結果を見た鎌足の判断によって近侍していた額田王が詠出した。

額田王の長歌が列席者に共感を誘いつつ（この点が内命婦たちとは場による違いを見せる）、最終的に「秋山我は」と結んだ理由を、土橋寛氏は即境性によって季節が秋であったことに求め、さらに深めた身崎壽氏は「山」からもたらされた『黄葉』が宴席に供されており、宴席詠における矚目発想にのっとり『もみちを取る』（採物）ことを歌うことにあつた」と解され、そこに雅会を命じた天智天皇の意に沿う答えがあつた、と指摘されたのは卓見である。この時の詩は懐風藻には収められてないが、懐風藻の侍宴・従駕の詩に「応詔」の詩題の有無による「作品の構造や詩趣の相違は窺えない」といわれる波戸岡旭氏の指摘を参考にと、天皇下命の宴で佳景賞美による帝徳讚美の表現に優劣がつけがたかつたのではないか。そこで必要とされた額田王の歌は、自然そのものを対象に優劣の判定を示し、天皇の詔の真意を洞察してそれを具象化するという役割を果たしたのだと思われる。応詔歌の即応性とは即座に応えるばかりでなく、天皇の真意や期待を具現するところにあり、そこに応詔歌としての性格を見るべきであろう。

(2) 石川朝臣（内命婦）

冬の日に鞞負の御井に幸す時に、内命婦石川朝臣、

詔に応へて雪を賦する歌一首 諱は邑婆といふ

松が枝の地に着くまで降る雪を見ずてや妹が隠り居るらむ
(20・四三九)

時に、水主内親王寝膳安くあらずして、累日参りたまはず。よりにこの日をもちて、太上天皇、侍婦等に、勅して曰はく、「水主内親王に遣らむために、雪を賦し歌を作りて奉献れ」とのりたまふ。ここに、もろもろの命婦等、歌を作るに堪へずして、この石川命婦のみ独りこの歌を作りて奏す。

右の件の四首は、上総の国の大掾正六位上大原真人今城伝誦してしか云ふ。年月未だ詳らかにあらず。

冬の日雪見を催そうとしていた元正太上天皇が、病床にあつて累日参内しない水主内親王（父草壁皇子のいとこ）を思い、「雪を賦して」歌を詠出するよう求めた時石川朝臣だけが応えたという。その歌は内親王を「妹」と呼びかけているように、元正の立場で詠出し、病者の孤独に惻隱の情を催している元正の心を言い表したもので、元正の意向に沿いながら元正の慈愛、優しく深い婦徳が表現されている。このような表現の姿勢に応詔歌の性格を認めてよいのではないか。

(3) 薩妙観（内命婦）

先太上天皇の御製 霍公鳥の歌一首日本根子高瑞日清
足姫天皇なり

ほととぎすなほも鳴かなむ本つ人かけつつもとな我を音し
泣くも（20・四三七）

薩妙観、詔に応へて和へまつる歌一首

ほととぎすここに近くを来鳴きてよ過ぎなむ後に驗あらめ
や（20・四三八）

薩妙観が元正太上天皇の詔に應えて和歌を奉ったのは、ごく内輪の場であろうか。元正はホトトギスの鳴く音が「もとつ人」を思わせて自分をむやみに泣かせると歌った。代匠記で「もとつ人」を故元明太上天皇（養老五年崩）と推測しているのに従ってよいであろう。元明は娘の氷高皇女（元正）に譲位の後は、太上天皇として元正を支えながら首皇子（後の聖武）の即位を待望しつつ時を待たずに崩じたのであり、元正はホトトギスにまつわる中国の蜀魂伝説に引かれつつ亡き母元明を追慕し、それを示された薩妙観はホトトギスにもっと近くに来て鳴くように促す歌で応えた。代匠記に「勅命をほととぎすにつたふるやうによめり。哥のさまいとやさしく聞こゆ」と述べるとおりに、即座に元正の心を汲んで代弁する趣きの歌を和したところに、

この応詔歌の性格が窺われるのではないか。

二人の内命婦の応詔歌は、詔の趣旨に沿って応える中で、元正の真意を明らかにし、それを具象化している。当意即妙に元正の期待に應えて共鳴し、代弁もする。そこには元正の美徳に対する讃美と、詩宴における額田王の場合とは異なる身内的な女性同士の親昵性が見られる。

三 皇親の場合

他の貴族官人たちの天皇讃美とは異質の表現をみせるということ、舍人親王の歌にも触れたい。

(1) 舍人親王（天武天皇の子）

山村に行幸す時の歌二首

先太上天皇、陪従の王臣に詔して曰はく、「それ諸王卿等、よろしく和ふる歌を賦して奏すべし」とのりたまふ。すなはち口号びて曰はく、

あしひきの山行きしかば山人の我に得しめし山づとぞこれ
舍人親王、詔に應へて和へまつる歌一首
(20・四三三)

あしひきの山に行きけむ山人の心も知らず山人や誰

(?・四三九)

へむかも(六・九九)

右は天平勝宝五年五月に、大納言藤原朝臣が家に在

る時に、事を奏すによりて請問する間に、少主鈴山

田史土麻呂、少納言大伴宿祢家持に語りて曰はく、

「昔、この言を聞く」といふ。すなはちこの歌を誦ふ。

伊藤积注で推測されるように、山村に行幸して平城還御後の作であろう。元正太上天皇の歌では聖なる山の物を献上し祝福した山村の里人を「山人」と表現して「仙」を意味したのを、親王は太上天皇を「仙」に擬し、元正こそが「仙」であると好意に満ちた揶揄を通して、威厳と帝徳をそなえる太上天皇像を宣揚したのであろう。舍人親王の父天武天皇の和風諡号「天淳中原瀛真人天皇」の「真人」が「仙人」を意味していることも意識していたと思われる。親王は藤原不比等没後直ちに(養老四年八月)知太政官事の要職について政治の重責をになつたが、姪の元正を支えてきた叔父親王の情愛の窺われる歌である。

(2) 守部王(舍人親王の子)

(天平六年)春三月に、難波の宮に幸す時の歌六首

茅渟廻より雨ぞ降り来る四極の海人網を干したり濡れもあ

右の一首は、住吉の浜に遊覧し、宮に還ります時
に、道の上にして、守部王詔に応へて作る歌。

「海人」を中心とする景について、城崎陽子氏は「四極の海人」と限定されていることを重視し、聖武天皇が摂津と河内の国境の「四極」を通つて難波宮に還御する途上降雨にあい、供奉していた守部王が天皇の詔に應える中で、「境の地」の「海人の生業に思いを至す」理想的な天皇像―聖帝像を描き出すことに一首の意図があつた、と説かれたのに賛同したい。聖武天皇即位の宣命にいう「天日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈しび賜」う聖情が天下にあまねく及ぶと顕彰することによつて詔の意に應えたのであろう。舍人親王と守部王父子の帝徳称讃、天皇擁護の姿勢は、この二年後の葛城王(橘諸兄)の橘宿祢賜姓上表文中に「皇帝陛下(聖武)、天下を光し宅まして、八埏を充て塞ぎたまふ。化、海路の通ふ所を被ひ、徳、陸道の極みを蓋へり。」(続紀、天平八年十一月一日条)と述べるのと同じ思想に立つものである。

(3) 橘奈良麻呂(葛城王橘諸兄の子)

(天平八年)冬の十一月に、左大弁葛城王等、姓橘の

氏を賜はる時の御製歌一首

橘は実さへ花さへその葉さへ枝に霜降れどいや常葉の木

（六・二〇六）

橘宿祢奈良麻呂、詔に応ふる歌一首

奥山の真木の葉しのぎ降る雪の降り増すとも地に落ちめ
やも（六・二〇〇）

葛城王・佐為王等が臣籍に降ることを願ひ出て橘宿祢姓を賜った（続紀、天平八年二月一七日）。その折に皇后宮で肆宴が催され、その席で聖武天皇の御製に対して、葛城王の子奈良麻呂が詔に応えて詠出した。次代を担う奈良麻呂の歌が所望されたのか、伊藤積注は一首の実作者に父の諸兄を推測される。諸兄が奈良麻呂に予め準備させた預作の可能性も否定できない。天皇の歌が橘に託して一族の繁栄を予祝したのに応え、かつて梶犬養三千代に橘宿祢姓を賜った時の勅「（橘の）柯は霜雪を凌ぎて繁茂り、葉は寒暑を経て彫まず」（諸兄の上表文中に引用）を踏まえて讃勅歌とし、一族の繁栄を宣誓している。臣籍降下は「朝廷に供奉らむことを願」つてのことで、橘家の繁栄は帝徳の弥栄を護持することにあると、天皇の期待に沿った和歌である。

先に見た宮廷女性たちの応詔歌には天皇・上皇の心情に共感

即応しつつその美德を顕彰する心が窺われたのに対して、皇親の応詔歌には天皇・上皇の帝徳・聖情を宣揚しつつ擁護する心が認められる。そこには身内的な雰囲気を伴っていたであろうが、天皇・上皇の理と情の両面にかかわる理念を具象化し、期待と讃美を表出した歌になっている。

四 下級官人の場合

(1) 長忌寸意吉麻呂

a 長忌寸意吉麻呂、詔に応ふる歌一首

大宮の内まで聞こゆ網引すと網子ととのふる海人の呼び声

（三・三三九）

文武天皇三年（六九九）正月から二月にかけての難波宮行幸の折、離宮内に聞こえてくる海人の力づよい網引きの呼び声に「食す国」天皇の讃徳の心を聴き取ったとする讃歌で、海人のリズム感のある掛け声を、一首の表現においても「アびきすと」「アごととのふる」「アまのよびごえ」と音声面に即興的機知を働かせて明るい調子で印象的に詠出し、帝徳繁栄を讃美している。「御食つ国」の海人による奉仕を表現するのは、守部王の応詔歌とは対照的で、天皇讃美を服属者の威勢のよい奉仕によつ

て具象的に示したところに、下級官人の応詔歌の性格が窺われる。

b 大宝元年辛丑の冬十月に、太上天皇・大行天皇の紀

伊の国に幸す時の歌十三首

風莫の浜の白波いたづらにここに寄せ来る見る人なしに

一には、ここに寄せ来も、といふ(九・一六七)

右の一首は、山上臣憶良の類聚歌林には、長忌寸

意吉麻呂「詔に応へてこの歌を作る」といふ。

伊藤博氏は紀伊行幸従駕歌群のうちこの一首が含まれる前半八首は、牟婁への往路の海浜詠で、牟婁の湯到着後に一堂で詠み交わしたと考えられ、意吉麻呂の一首だけが「応詔歌」の左注をとまなう点については、意吉麻呂は宮廷歌人であったから、山上憶良がこの一首だけを「応詔歌」として類聚歌林に採録したためと推測しておられる。⁽¹²⁾

一首は海辺の風景を、風のない浜なのに「白波」の寄せる佳景によつて印象的にとらえた国土讚美の歌である。「見る人なしに」の表現に有間皇子を偲ぶ心を推測される伊藤釈注に対して、北島徹氏はこの年に宮子夫人との間に首皇子が誕生しており、この行幸に同行できなかった夫人に思いを馳せる文武天皇の心になり代わつて作つたと推測される。⁽¹³⁾ 御子誕生は皇位継承にか

かわる重要事件であり、天皇も絶えず心に懸けていたはずである。旅先の国土讚美と家郷思慕がないまぜに表現される例は早くに「(持統)太上天皇、難波宮に幸す時の歌」(一・突々)にも見られ、北島氏の推測は肯定してよいのではないか。応詔歌としての意義は詔を下した時の文武天皇の思いを付度して表現することにあつたのであり、意吉麻呂はその役割を果たしたと考えられる。

(2) 海犬養宿祢岡麻呂

(天平)六年甲戌に、海犬養宿祢岡麻呂、詔に応ふる歌一首

御民我生ける験あり天地の栄ゆる時にあへらく思へば

(6・九六)

この一首は正月の賀歌とも見られている。帝徳の行き渡つた御代の繁栄に出会い「御民」の歎びの表明によつて天皇讚美を歌い上げているが、北山茂夫氏は天平六年二月の朱雀門前で「天皇好みの宮廷的風流の華麗な発現」である「歌垣」奏覧の場で天皇の詔にこたへた一首として、「岡麻呂は、天皇との関係において明らかに臣下であつて、『御民』ではない。しかし、それにもかかわらず『御民』と歌うところに、天皇讚歌は、廣大無辺な

空間をもって、『天地』と対応することになる」と指摘された⁽¹⁴⁾。

志水（城崎）陽子氏はこの行事を政治的契機よりも文芸的契機として把握することで一首の意義を見出そうとされた⁽¹⁵⁾。その主旨に賛同したいが、その理由については後述の下級官人作者の考察の中で触れたい。

(3) 山部宿祢赤人

（天平）八年丙子の夏六月に、吉野の離宮に幸ます

時に、山部宿祢赤人、詔に応へて作る歌一首并せて

短歌

やすみしし 我が大君の 見したまふ 吉野の宮は 山高
み 雲ぞたなびく 川早み 瀬の音ぞ清き 神さびて 見
れば貴く よろしなへ 見ればさやけし この山の 尽き
ばのみこそ この川の 絶えばのみこそ ももしきの 大
宮と ころ やむ時もあらめ（6・1005）

反歌

神代より吉野の宮にあり通ひ高知らせるは山川をよみ

（6・1006）

天皇が見る吉野の宮とそれを擁する吉野の佳景を示して、その景から視覚的聴覚的に感じとられる崇高さ清浄さが大宮どこ

ろの悠久のあかしであることほぐ。表現の構成という点でいえば、旅人の吉野従駕讚歌（3・三三）に類似的である。

太田豊明氏はこの歌について、宮廷歌人が〈宴の外部〉から〈宴の内部〉への移行を意味し、宮廷儀礼歌と「応詔歌」との同化の過程、つまり宮廷儀礼歌が遊楽性をにない、儀礼性を失ってゆく過程を明確に示すものと位置づけられた⁽¹⁶⁾。井上さやか氏はこの歌の「見る」は伝統的な呪性から脱し、遊興的な場で賞玩される対象を浮かび上がらせる言葉として用いられたもので、一首を「典雅で文芸的な作品」と評価された⁽¹⁷⁾。

「見る」ことを別の角度から論じられた高松寿夫氏は、赤人の応詔歌が「いわば儀礼の中に入って行き、『大王の見し給ふ景』を自らも見る。つまり儀礼の中心である天皇と視線を共有すること」を指摘し、そこに宮廷歌人の「儀礼全体を作品の世界の内部に定位させた」視点との相違をみ、赤人が君臣和楽の理想的なあり方を方法上に示したことを指摘された⁽¹⁸⁾。この視線の共有の指摘は卓見であるが、そこに何をどのように具象化するかが問題であろう。周知のように赤人には既に吉野従駕歌（6・九三）⁽¹⁹⁾（五三六）があるが、この応詔の場における赤人の表現には、珍しく叙景から直ちに理念的表現に移行するという詠出態度の転換が認められる。これは、天皇が見る佳景がいかなる意義を

もつのかを示し、帝徳讃美の心を表すことにあつたからである。つまり天皇の見るべき理想の景を具象化することにあつた。君臣和楽はただ単に君臣の融和をいうのではなく、赤人にとっては供奉する臣下としての礼をもつて帝徳と聖代の長久を祝うことにあつた。

意吉麻呂・岡麻呂・赤人ら下級官人たちの応詔歌に共通して認められるのは扈從性である。その応詔歌は、詔の意に沿いながら、供奉する立場から服属的な讃美を矚目の景の具象化を通して示すことにあつたといつてよいだろう。

五 貴族官人の場合

五位以上の貴族官人の応詔歌の中で、大伴氏の旅人と家持に限って「預作」と「未奏」が見られるという特殊性に問題があるろう。

(1) 大伴旅人

暮春の月に、吉野の離宮に幸す時に、中納言大伴卿、勅を奉りて作る歌一首并せて短歌 いまだ奏上を経ぬ

歌

み吉野の 吉野の宮は 山からし 貴くあらし 水からし
さやくあらし 天地と 長く久しく 万代に 改らずあ
らむ 幸しの宮 (3・三五)

反歌

昔見し象の小川を今見ればいよよさやくなりにけるかも

(3・三六)

西宮一民氏はこの一首に、「金村の歌境の上に、人麻呂的なものを活かした発想が見られる」と指摘される⁽¹⁹⁾。阿蘇瑞枝氏は漢詩の影響なしには考えられない最初の応詔宮廷讃歌と位置づけられ⁽²⁰⁾、清水克彦はその表現の出典に聖武天皇即位の宣命や漢詩を指摘されている⁽²¹⁾。旅人は詩作者でもあり、懐風藻に「初春侍宴」一首を残し、それは波戸岡旭氏のいわれる侍宴詩の典型的な構造に叶うものである⁽²²⁾が、この吉野讃歌においては人麻呂の吉野従駕歌(1・三五)の「宮ほめ」の発想を継承しながら、景物描写と詠懐(天子讃徳)による構成をとっている。旅人は吉野離宮の永久不変を理念的に讃美し、待望久しい男性天皇の王権の永続性への予祝を具象的に示そうとした。そこに応詔歌としての狙いがあつたであろう。題詞の「勅を奉りて」とあるのは、額田王の春秋競憐歌詠出時における藤原朝臣(鎌足)のような役割を旅人が担い、金村や赤人等に従駕儀礼歌を要請する立場

にあつたのではないかという想像に誘われるが、旅人自身もこの儀礼歌を用意して未奏に終わった事情は別稿に述べた。⁽²³⁾

(2) 大伴家持

家持は元正太上天皇の新年肆宴と孝謙天皇の新嘗会肆宴に列席し、応詔歌を奏上しているがいずれも短歌である。対して、この長歌はいずれも家持が侍宴を想定した預（儲）作で、奏上の機会を得ずに終わっている。だが、長歌の表現には自分の列席すべき宴の望ましいイメージが具象化されている。

a (勝宝三年)京に向ふ路の上にして、興に依りて預め

作る侍宴応詔の歌一首并せて短歌

蜻蛉島 大和の国を 天雲に 磐舟浮べ 鱸に舳に 真權
しじ貫き い漕ぎつつ 国見しせして 天降りまし 払ひ
平げ 千代重ね いや継ぎ継ぎに 知らし来る 天の日継
ぎと 神ながら 我が大君の 天の下 治めたまへば も
ののふの 八十伴の男を 撫でたまひ 整へたまひ 食す
国の 四方の人をも あぶさはず 恵みたまへば いにし
へゆ なかりし瑞 度まねく 申したまひぬ 手抱きて
事なき御代と 天地 日月とともに 万代に 記し継がむ
ぞ やすみしし 我が大君 秋の花 しが色々に 見した

まひ 明らめたまひ 酒みづき 栄ゆる今日の あやに貴
さ (19・四三五)

反歌一首

秋の花種にあれど色ごとに見し明らむる今日の貴さ

(19・四三五)

天孫降臨以来の皇統を継ぎつつ「我が大君」が天下を統治することを讃え、その具体的内容として大君の廷臣への愛撫・万民への恩恵の甚大なることによつて数多の祥瑞が現れ、無事太平の世の繁栄が記し伝えられるであろうと帝徳のあまねく行きわたる様を謳歌し、折から「我が大君」が秋の花を賞美する雅宴に帝徳の繁栄を見るとして讚美する。この表現は懐風藻応詔詩における(1)天子讚徳(由来)、(2)宴会描写、(3)詠懐(天子讚徳)の構成に沿うものである。父旅人の吉野讚歌は宣命や詩を踏まえていることが指摘されたが、家持のこの歌についても、大浜真幸氏が歴代の即位宣命や改元宣命を踏まえて、天皇への忠誠と讚美の情を詠んでいると詳しく検証しておられ、松田聡氏は陸奥国出金第一三詔に絞って考えておられる。⁽²⁴⁾ 漢詩にも類似的な表現を指摘できる。例えば

至徳乾坤治く 清化嘉辰に朗かなり 四海既に無為 九域
正に清淳(略) 帝徳千古に被り 皇恩万民に治し 多幸広

宴を憶ふ 還悦ぶ湛露の仁(侍宴 山前王)

聖教千禩を越え 英声九垓に満つ 無為自ずから無事 垂

拱勞塵なし(侍宴 藤原総前)

等のように、帝徳は千古の昔以来天地万民に広く行きわたり、無為にして懐手のままで天下は太平に治まっていると讚美する表現は懐風藻詩との交流が認められ、家持も旅人と同様の手法を受け継いでいることになる。この長歌の中心は、無事太平の世の継続が期待される中で、大君の秋花賞美の雅宴に象徴される繁栄をことほぐところにあるが、「見したまひ 明らめたまふ」は大君の行為であり、そこに家持の理想とする天皇の姿が具象化されているといつてよいだろう。

b (勝宝四年)詔に応ふるために、儲けて作る歌一首并

せて短歌

あしひきの 八峰の上の 母の木の いや継ぎ継ぎに 松
 が根の 絶ゆることなく あをによし 奈良の都に 万代
 に 国知らさむと やすみしし 我が大君の 神ながら
 思ほしめして 豊の宴 見す今日の日は もののふの 八
 十伴の男の 島山に 赤る橘 うずに刺し 紐解き放けて
 千年寿き 寿き響もし ゑらゑらに 仕へまつるを 見る
 が貴さ(19・四三六)

反歌一首

天皇の御代万代にかくしこそ見し明らめめ立つ年のはに

(19・四三七)

青木生子氏は越中国から帰京後の世相の変化に戸惑い、不如意をかこちがちであった少納言家持を預(儲)作に向かわせたのは「家持の仰ぐ人麻呂や赤人たちの伝統を継ぐ『侍宴応詔』の宮廷讚歌という制作であった」が、その動機は先祖の相伴御行らの天皇讚歌(19・四三六)の伝聞にあると指摘された⁽²⁶⁾。松田聡氏はこの歌が「宴というものを天皇の統治との関係において捉えて(中略)、天皇の視線と作者の視線がどちらも宴に集う群臣に向けられている」ことに意義を認められた⁽²⁷⁾のは重要である。この勝宝四年長歌では、高松・松田両氏のいわれる視線の共有という観点から見ると、「我が大君」と家持の視線が捉えたものは、列席する「八十伴の男」廷臣が寛いで千歳を祝い、歓び楽しみ仕える様で、これこそが廷臣家持にとって最も望ましい宴の姿であったのであろう。この年四月九日に東大寺大仏の開眼法要が盛大に営まれ、その夕べ孝謙天皇は大納言藤原仲麻呂の田村第に行幸して御在所とした。左大臣橘諸兄にとつても無視しがたい動きが顕在化しつつあった頃の家持が、長歌による応詔歌を作らねばならなかったのは、天皇の意に沿うという方

法をとりながら、家持にとって真に望ましい君臣和楽の世界の具象化を通して帝徳を讃美することにあつたと考えられる。橘家とも慎重に距離を置きつつあつた家持の熱望がどの辺にあつたかが察せられる。応詔歌という条件の中でこそ熱望の具象化が効果的になされることを家持は願っていたと思われる。

c

（宝字）二年の春の正月の三日に、侍従、豎子、王臣等を召し、内裏の東の屋の垣下に侍はしめ、すなはち玉箒を賜ひて肆宴したまふ。時に、内相藤原朝臣（仲麻呂）、勅を奉じて宣りたまはく、「諸王卿等、堪のまにま意のまにまに歌を作り、并せて詩を賦せ」とのりたまふ。よりて、詔旨に応へ、おのおのも心緒を陳べ、歌を作り詩を賦す。いまだ諸人の賦したる詩、并せて作れる歌を得ず。

初春の初子の今日の玉箒手に取るからに揺らく玉の緒

（20・四九三）

右の一首は、右中弁大伴宿祢家持作る。ただし、大蔵の政によりて、奏し堪へず。

伊藤積注で家持が「初春の初子の日の玉箒の玉の緒がゆらぎ音を立てる。その命の動きを通して天皇讚美を意図した」と説かれる。この時は政務多忙のための不参不奏であつたのである

うが、家持自身に避けたい思いが皆無であつたかどうか。翌月の一〇日の「内相の宅にして渤海大使小野田守朝臣等に饒する宴の歌一首」の「未誦」とあるのについて、木下全注は「場所が仲麻呂の田村第とあつては、詩ならともかく、自作歌を披露しても興醒めになるばかりの雰囲気に丸めて持ち帰つたのであろう。」と推測される。

この前年の天平宝字元年（七五七）七月に橘奈良麻呂等は逮捕され、連座した大伴古麻呂は杖下に死に、土佐国守大伴古慈妻は任国に流されたという大伴氏一族の事情もあつた。そしてこの年（七五八）六月一六日に従五位上大伴宿祢家持は因幡守に左遷され、七月五日に大原今城真人の家で饒別の宴が催されている。

大伴旅人と家持は五位以上の貴族官人の列に連なつてゐるが、いわゆる宮廷歌人の儀礼歌に連なる従駕長歌や応詔長歌を預（儲）作するところに特殊性を見せる。これは詩歌の心得があつたからというばかりでなく、後に触れるように大伴一族の伝統も関連すると見るべきであろう。

六 下級官人作者

(一)

ここでは、特に問題となる応詔歌作者として詠出している下級官人について、さらに触れておきたい。

(1) 長忌寸意吉麻呂

意吉麻呂の出自の長氏について、川上富吉氏は、長皇子(天武天皇第四子)の傅育負名氏と想定され、意吉麻呂は長皇子の乳母の夫に当り、長皇子の養育係教育係の任に当たっていたと考えるのが妥当として、長皇子との関係によって宮廷における歌人としての道も開けたと考えられ、伊藤博氏も肯定されている。⁽²⁹⁾

(2) 山部宿祢赤人

吉井巖氏は赤人の出自の山部氏を倭の六県の山辺県の出と想定され、過去の倭の王朝や土着大豪族を背景に天皇に寿詞を奏する機会があり、かかる慣例を通じて、宮廷儀礼の整備にともない歌人となる者もあらわれ、山辺県と山辺連に対して赤人がある⁽³⁰⁾と推定され、伊藤氏も説を補強されている。⁽³¹⁾

さらに犬飼公之氏は、天武天皇第七子舍人皇子の三世の王族たちが山辺真人を賜ったのは山部(辺)氏が傅育負名氏的なか

かわりをもっていたからであると想定され、赤人が「舍人親王をめぐる私的な集団(II舍人圈)」の内にあつたことが彼の宮廷儀礼歌の表現に重要な意味をもつたと推定されている。⁽³²⁾

(3) 海犬養宿祢岡麻呂

吉井氏は、犬養氏が屯家や宮廷の蔵の警備にあつた犬養部を管掌する氏族で後に軍事氏族となるが、複姓の海犬養氏や安曇犬養氏は海部を管掌する安曇氏と関係をもち、藤原宮・平城宮および初期の平安宮の宮城門の門号氏族となつたことに着眼され、海犬養五百依が天平勝宝三年(七五一)十一月には橘諸兄の家令であつたことにも注目されて、その職は天平年間にも遡りうるとして、岡麻呂が詔に応じた事情や、岡麻呂の作が家持の手に渡りうる事情もある程度推定できると述べられた。⁽³³⁾

以上の諸説はこれら三氏の氏族的性格と出身作者について推測するのに示唆に富むものであり、諸説にもとづいておおまかな言い方をするならば、いわゆる宮廷歌人の長・山部(辺)両氏は皇族の傅育負名氏族として、またその周辺の作者となつた海犬養氏は王族の母方県犬養氏と関係深い氏族として皇親を介して宮廷にかかわり、宮廷歌の作者となりうる道を有していたと推定される。さらに、海犬養氏が宮城十二門号氏族であつたことで山部氏や大伴氏とも関連する。これら三氏は、大伴氏が

大極殿南の朱雀門（大伴門）を、山部氏が東の山門（山部門が桓武天皇の諱名山部王を敬避した結果である）、海犬養氏が北の海犬養門と、それぞれの警備にあたる門号氏族としての伝統を担っていた。そのうち、門号氏族を統括した大伴氏の族長である旅人と家持父子が貴族高官の地位にあつたということである。

下級官人の地位にあつて応詔歌作者たりえた者、また預（儲）作や未奏等の特殊性を見せた貴族官人作者は、門号氏族であるか、皇族傳育負名氏族であるかによる天皇近侍氏族であつた。そのような伝統を担う氏族出身者が、下級官人としては警護・行幸供奉にあたり、宮廷歌人あるいはその周辺作者として応詔の機会にあふ蓋然性は高かつたであろうし、貴族官人であれば宮廷・從駕の宴で、応詔の機会にあふことは充分にあつたわけである。

旅人と家持が貴族官人でありながら、人麻呂や赤人等の儀礼歌を踏襲しようとした理由の一斑は、天皇に供奉することを誇りに忠誠を尽くしてきたという門号氏族に共通的な基盤をもつと同時に、高官貴族として中央政治にたずさわってきた大伴氏の政治意識にも関係するものであつたことを考慮すべきであろう。

(二)

最後に海犬養岡麻呂の歌（6・9六）について顧みなければならぬ。志水氏が岡麻呂の一首を天平六年（七三四）二月の朱雀門前における「歌垣」奏覧の折の詠出と見ようとされたことに賛意を表したが、それは以下の事情を考慮してである。

佐伯有清氏は海犬養氏に関する伝承から、「海犬養氏は阿曇氏の同族と伝えられ、さらに阿曇氏と関係の深い隼人は海犬養氏や若犬養氏の下に属して、衛門の任にあつた」可能性を指摘されている⁽³⁴⁾。

大隅・薩摩の隼人で、早くに服属した一部豪族の子弟は天皇一族の守護に奉仕する一方で、律令政治支配の遅れた隼人は特に「朝貢」（臨時の特産物の調物）を課された上に隼人の貢上を義務づけられていたことは井上辰雄氏の考察に詳しい⁽³⁵⁾。続紀の記事によると、

養老元年（七一七）四月甲午（二五日） 天皇、西朝（第一次の朝堂をさすか）に御します。大隅・薩摩二国の隼人ら、風俗の歌儺を奏る。

養老七年（七二三）五月甲申（二〇日） 饗を隼人に賜ふ。各その風俗の歌舞を奏る。

天平元年（七二九）六月癸未（二四日） 天皇、大極殿の閣

門(大極殿院の南面の門とみられる)に御します。隼人ら、風俗の歌舞を奏る。

天平七年(七三五)七月己卯(二六日) 大隅・薩摩二国の隼人二百九十六人、入朝して調物を貢る。八月辛卯(八日) 天皇大極殿に御します。大隅・薩摩二国の隼人ら方楽を奏る。

天平勝宝元年(七四九)八月壬午(二一日) 大隅・薩摩兩國の隼人ら、御調を貢り、并せて土風の歌舞を奏る。

等、「朝貢」の機会に、隼人は服属儀礼として土風歌舞を奏上するのを習いとしたことが見られ、その他の任務として天皇警護、朝儀、供奉に武装して奉仕した。隼人が海犬養氏の配下で衛門に従事していたとすれば、海犬養氏は隼人の朝貢、服属儀礼の土風歌舞の意味については当然弁えていたであろう。

天平六年二月の朱雀門前で奏覧に供された歌垣は、風流侍従の長田王・門部王や雅楽頭の栗栖王等が頭となって男女二百四十余人が演じたものであるが、この歌垣は増尾伸一郎氏の指摘されるように、渡来系氏族によって伝えられた中国の踏歌⁽³⁶⁾によって整えられ、国家的儀礼の一つに位置づけられたもので、本来は隼人の歌舞と同じように土風歌舞であった歌垣が宮廷化してみやびな歌舞として公開されたのである。その希代の盛儀

に接して、岡麻呂は格別の思いを抱いたのではなかったか。隼人が恒例的に宮廷で奏上した歌舞は、律令国家としては隼人の服属を確認する政治的意義において重視していたものであるが、宮廷内における文化的儀礼の様相も呈していたであろう。しかし岡麻呂はこのたびの「歌垣」の盛儀に、隼人の歌舞も重ねあわせて共感的に感動するとともに、隼人の歌舞に対する文化的意義の認識を深めたことであろう。その感動と意義を隼人と共有した時に、岡麻呂は北山氏の指摘されるような「御民われ」の自覚的な表現をとることになったのではないか。歌垣奏覧の興奮のさめやらぬ宴に近侍していた海犬養氏に、日頃隼人とともに衛門警護の職務にたずさわる立場に対する配慮もあつて下命があり、岡麻呂が海犬養氏を代表するように、「御民われ生けるしるしあり」の矜持をもって、詔に応じた一首を詠出したと考えることができるであろう。

注

(1) 久米常民氏「万葉集の応詔歌とその誦詠」『万葉集の誦詠』

歌』昭和36年7月

(2) 小野 寛氏「万葉応詔歌考」『論集上代文学 第十冊』昭

和55年4月

- (3) 城崎陽子氏 「応詔歌の系譜―作歌年時の偏りに着目して―」 『国学院大学大学院紀要』 第20輯、昭和63年3月
- (4) 森 斌氏 「山部赤人の応詔歌―吉野讃歌としての特質―」 『広島女学院大学日本文学』 第9号、平成11年7月
- (5) 太田豊明氏 「山部赤人の応詔歌―宮廷歌人論として―」 『上代文学』 第74号、平成7年4月
- (6) 辰巳正明氏 「美景と賞心」 『万葉集と中国文学 第二』 平成5年5月
- (7) 土橋 寛氏 『万葉開眼 上』 昭和53年4月
- (8) 身崎 壽氏 「遊宴の花―その二、春秋競憐歌―」 『額田王―万葉歌人の誕生―』 平成10年9月
- (9) 波戸岡旭氏 「侍宴詩考―作品構造とその類型―」 (『上代詩文と中国文学』 平成元年11月)
- (10) 木下正俊氏 『万葉集全注 卷第二十』 昭和63年1月
- (11) 城崎陽子氏 「応詔歌への視点―天皇と海人―」 『国学院雑誌』 平成4年10月
- (12) 伊藤 博氏 「紀伊行幸歌群の論」 『万葉集の歌群と配列 上』 平成2年9月
- (13) 北島 徹氏 「長奥麻呂の旅の歌」 『セミナー万葉の歌人と作品 第三卷』 平成11年12月
- (14) 北山茂夫氏 「大伴家持」 昭和46年9月、『万葉の時代』 昭和29年12月
- (15) 志水陽子氏 「応詔歌の再生―岡麻呂応詔歌における天平六年―」 『目白学園女子短期大学紀要』 平成8年12月
- (16) 太田豊明氏 「山部赤人の応詔歌―宮廷歌人論として―」 『上代文学』 第74号、平成7年4月
- (17) 井上さやか氏 「赤人の吉野歌―天平八年の従駕応詔歌をめぐって―」 『中京大学上代文学論究』 第5号、平成9年3月
- (18) 高松寿夫氏 「宮廷公宴における視線の共有―山部赤人、大伴家持の作品に触れながら―」 『国文学研究』 第一一五集、平成7年3月
- (19) 西宮一民氏 『萬葉集全注 卷第三』 昭和59年3月
- (20) 阿蘇瑞枝氏 「宮廷讃歌の系譜」 『上代文学論叢』 昭和43年12月
- (21) 清水克彦氏 「旅人の宮廷儀礼歌」 『万葉論集』 昭和45年9月

- (22) 波戸岡旭氏(9)に同じ
- (23) 拙稿「吉野の讃歌―性格と意義―」『奈良前期万葉歌人の研究』平成5年3月
- (24) 大濱真幸氏「大伴家持作『依興預作侍宴応詔詩』のころとことば―巻十九、四二五四・五五番歌をめぐって―」『論集古代の歌と説話』平成2年11月
- (25) 松田 聡氏「家持の宮廷讃歌―長歌体讃歌の意義―」『美夫君志』第57号、平成10年12月
- (26) 青木生子氏『万葉集全注 卷第十九』平成9年11月
- (27) 松田 聡氏(25)に同じ
- (28) 川上富吉氏「長忌寸意吉麻呂伝考」『大妻女子大学文学部紀要』第3号、昭和46年3月
- (29) 伊藤 博氏「長意吉麻呂の物名歌」『万葉集の歌人と作品 上』昭和50年4月
- (30) 吉井 巖氏「倭の六の御県」『萬葉』第72号、昭和44年11月
- (31) 伊藤 博氏「高市黒人の抒情」『万葉集の歌人と作品 上』昭和50年4月
- (32) 犬飼公之氏「家と詞人―金村・赤人・福麻呂―」『上代文学』第43号、昭和54年11月
- (33) 吉井 巖氏『萬葉集全注 卷第六』昭和59年9月
- (34) 佐伯有清氏「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」『新撰姓氏録の研究 研究篇』昭和46年4月
- (35) 井上辰雄氏「隼人支配」『隼人』昭和50年1月
- (36) 増尾伸一郎氏「古代都市社会における〈歌垣〉の変容」『万葉歌人と中国思想』平成9年4月
- 「宮城十二門号についての研究―大化前代の軍政研究の動向―」『歴史評論』第一一五号、昭和35年3月